

2. 施設

No	テキスト分類	項目				正	誤	備考
		編	章	節	ページ			
1	施設		4		59 60 61	59P 2行目 60P 21、25行目 61P 15、19行目 墜落制止用器具	59P 2行目 60P 21、25行目 61P 15、19行目 墜落防止用器具 ⇒ 墜落制止用器具	掲載日 R1.8.21
2	施設		2		2	2P 8行目 (3) 道路法施行規則第四条の五の六	2P 8行目 (3) 道路法施行規則第四条の五の五 ⇒ 道路法施行規則第四条の五の六	掲載日 R1.9.6
3	施設		3 3 7 8		8 32 246 331	8P 7行目 246P 2行目 331P 四角囲下1行目 32P 図-3.13 灰色四角囲み内 道路法施行規則第四条の五の六	8P 7行目 246P 2行目 331P 四角囲下1行目 32P 図-3.13 灰色四角囲み内 道路法施行規則第四条の五の五 ⇒ 道路法施行規則第四条の五の六 ⇒	掲載日 R1.9.17
4	施設		5		128	128P 図-5.53 右側 下から4つ目の囲み内 溶存イオン	128P 図-5.53 右側 下から4つ目の囲み内 溶存イオン ⇒ 溶存イオン	掲載日 R1.9.17
5	施設		7		198	198P 1行目 ③-(1) トネル照明灯具本体と取付脚の接合部	198P 1行目 ④-(1) トネル照明灯具本体と取付脚の接合部 ⇒ ③-(1) トネル照明灯具本体と取付脚の接合部	掲載日 R1.9.17
6	施設		8		365	365P 表-8.9 劣化状況の把握 基本部 今回 AA: 1灯 (1 * -3 = -3)	365P 表-8.9 劣化状況の把握 基本部 今回 AA: 1灯 (1 * -3 = -15) ⇒ AA: 1灯 (1 * -3 = -3)	掲載日 R1.9.17
7	施設		6		153	153P 4行目 ～、橋脚は、壁式、柱式及びラーメン式などに区分される。	153P 4行目 橋脚は、逆T式橋、橋式及びラーメン式などに区分される。 ⇒ 橋脚は、 壁式、柱式 及びラーメン式などに区分される。	掲載日 R1.9.24
8	施設		7		281	281P 下から4行目 ～判定はAAである。～	281P 下から4行目 ～判定はAである。～ ⇒ ～判定はAAである。～	掲載日 R1.10.10
9	施設		7		282	282P 写真-7.43 コンクリートひび割れ事例 左側写真 (判定 AA)	282P 写真-7.43 コンクリートひび割れ事例 左側写真 (判定 A) ⇒ (判定 AA)	掲載日 R1.10.10
10	施設		7		283	283P 写真-7.44 コンクリートの浮き・はく離の事例 右側写真 (判定 A)	283P 写真-7.44 コンクリートの浮き・はく離の事例 右側写真 (判定 AA) ⇒ (判定 A) 【補足: 本項は、「浮き・はく離」に関する解説であることから、浮きがある場合は、A判定、はく離があればAA判定となる。】	掲載日 R1.10.10
11	施設		8		335	335P 下から5行目 ②ストック基本評価 「総点検実施要領(案)」	335P 下から5行目 ②ストック基本評価 「総点検実施要領(案)」 ⇒ 「総点検実施要領(案)」	掲載日 R1.10.10
12	施設		3		4	4P 7行名 (b) 自家用電気工作物保安規定 電気事業法第四十二条第1項の規定により、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規定を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。」とされている。 【補足】電気事業法第三十八条第3項の規定により、『「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。』とあり、同第4項の規定により、『「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。』とある。 つまり、事業用電気工作物のうち、電気事業の用に供する電気工作物以外のものが、自家用電気工作物となる。 NEXCOでは電気事業の用に供する電気工作物がないことから、NEXCOの規定等では、自家用電気工作物としている。	4P 7行名 (b) 自家用電気工作物保安規定 電気事業法第四十二条第1項の規定により、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規定を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。」とされている。 ⇒ 電気事業法第四十二条第1項の規定により、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規定を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。」とされている。	掲載日 R1.10.25